

令和8年度

淡路市一般廃棄物処理実施計画

淡 路 市

令和8年度淡路市一般廃棄物処理実施計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び「淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（平成17年淡路市条例第130号）第5条第1項の規定による令和8年度淡路市一般廃棄物処理実施計画は、次のとおりとする。

1 計画の目的

この計画は、淡路市内から発生する一般廃棄物に関し、ごみについては「排出抑制及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）に係る分別の徹底による再資源化を啓発普及して積極的な減量化を図る。

また、生活排水については、集合処理施設及び戸別の処理方法等により、適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、明るく住みよいまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

（1）基本事項

ア 計画区域 淡路市全域

イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 一般廃棄物の発生量の見込み

家庭系ごみ	9,240 t
事業系ごみ	7,680 t
美化活動から発生するごみ	30 t
犬、ねこ等の死体（道路等に遺棄された飼い主不明分も含む。）	310匹
し尿	1,000 kL
浄化槽汚泥	7,260 kL

2 ごみの排出抑制・再資源化計画

（1）ごみ減量化と再生利用率の現状と目標

	平成17年度 （基準年度）	令和6年度 （実績）	令和8年度 （見込み）
処理人口	51,508人	41,430人	40,248人
排出量 （1人1日当たりの 排出量）	19,088 t （1,015 g）	17,021 t （1,125 g）	16,730 t （1,137 g）
直接資源化量	2,675 t	3,415 t	3,341 t
総資源化量	3,427 t	3,750 t	3,678 t
再生利用率	18.0%	22.0%	22.0%
中間処理による減量化量	13,592 t	11,842 t	11,688 t
埋立て処分量	2,069 t	1,666 t	1,603 t

（2）排出抑制の方法

ア 分別収集の徹底

ごみカレンダーに基づき、家庭から排出されるごみの分別マナー及びモラルの向上を推進し、資源の再生利用に取り組む。

イ 生ごみ減量化機器設置補助

厨芥類の減量化及び堆肥化の普及を図るため、生ごみ減量化機器設置者（市民及び市内事業者）に対する補助金制度を実施する。

予定数 60基（補助率1/2 上限額5万円）

ウ 使用済み小型電子機器の回収

「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）の施行に伴い、家庭から排出される粗大・不燃ごみの中から収集業者によるピックアップ回収、公共施設でのボックス回収及び資源ごみ回収施設（以下「エコプラザ」という。）での回収実施により、再資源化を促進する。

エ 古着類

家庭から排出される汚れ、破れ及び濡れ等のない再利用可能な古着類等について、エコプラザでの受入並びに粗大・不燃ごみのうち、汚れ、破れ及び濡れ等のない再利用可能な毛布及びシーツ類について、夕陽が丘クリーンセンターへの搬入後に職員にてピックアップ回収を実施し、資源化を促進する。

オ 水銀廃棄物の回収

家庭から排出される水銀使用廃製品（蛍光灯・体温計・電池等）について、資源ごみステーションのみならず、粗大・不燃ごみの中から収集業者によるピックアップ回収及びエコプラザでの受入実施により、再資源化を促進する。

カ 金属類の回収

家庭から排出される一辺が50センチメートル以下の大きさの金属類について、エコプラザでの受入実施により、資源化を促進する。

キ プラスチック使用製品廃棄物の回収

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）の施行に伴い、家庭から排出される容器包装等のプラスチック類をエコプラザ、市役所及び各地域事務所での受入実施により、再資源化を促進する。

ク 食器類の回収

家庭から排出される割れや欠けのない再利用可能な食器類について、エコプラザでの受入実施により、資源化を促進する。

ケ 傘の回収

家庭から排出されるカバーを外した傘について、エコプラザでの受入実施により、資源化を促進する。

コ 自転車等の回収

家庭から排出される金属製の自転車、車椅子、一輪車について、エコプラザでの受入実施により、資源化を促進する。

サ 草木ごみの受入

市内から排出される草木ごみについて、岩屋エコプラザでの受入実施により、焼却せずに堆肥化を促進する。

シ 事業系一般廃棄物の受入

事業所から排出されるリサイクル可能な紙類について、夕陽が丘クリーンセンター及びエコプラザでの受入実施により、再資源化を促進する。

ス エコプラザの設置

市民から直接資源ごみを受け入れ、ごみの減量化及び再資源化の促進を行うとともに、廃棄物に対する住民意識の高揚及び啓発を図るため、市内5か所にエコプラザを開設する。

また、町内会にステーションを設置していない場合等への対応として、エコプラザで月1回（午前9時～午後4時まで）粗大・不燃ごみの受入を実施する。

セ 市役所等の公共施設での回収

市役所及び各地域事務所にて、プラスチック使用製品廃棄物、使用済み小型電子機器及び電池類のボックス回収を実施する。また、保育所及び子育て学習センターで古着類の回収を実施し、再資源化を促進する。

ソ 店頭回収の情報提供

市内で店頭回収を実施しているスーパーマーケットと協力し、市民への受入可能な資源物の情報提供の実施により、再資源化を促進する。

タ 資源ごみ集団回収の促進

市が実施している通常の資源ごみの収集とは別に、町内会、PTAなどの地域団体による集団回収活動を積極的に推進する。対象品目は、新聞紙、その他紙類（雑誌み）、ダンボール、古着類等とし、実施団体に奨励品を支給する。

チ リユースの推進

市役所本庁舎において、市民から不要になった再使用可能な古本及びベビー用品を受け入れ、必要とする人へ譲渡することで、ごみの排出抑制を図る。

(3) 再資源化計画量

品 目	資源化量 (k g)	品 目	資源化量 (k g)
アルミ缶	48,000	草木ごみ	1,700,000
スチール缶	23,000	ダンボール	300,000
無色透明びん	75,000	紙パック	8,000
茶色びん	87,000	ペットボトル	76,000
その他びん	39,000	白色トレイ	3,000
新聞紙	211,000	小型電子機器等	118,000
雑誌・その他紙類 (雑がみ)	386,000	鉄製品 (金属類)	72,000
古着類	54,000	廃食用油	13,000
自転車	22,000	プラスチック	74,000
廃ペットボトル	1,000	電池・蛍光灯	20,000
食器類	11,000	計	3,341,000

(4) 市民に対する広報及び啓発活動

ごみの年間収集計画表 (ごみカレンダー) を全戸配布する。
ごみ減量化に関するチラシ等によりごみの減量化を啓発する。
市のホームページ、LINEアプリ及びごみ分別アプリに掲載する。
不法投棄の防止のため、啓発看板を町内会に無償貸与する。

(5) 余熱利用施設

夕陽が丘クリーンセンターの焼却余熱を利用した温浴施設「千年の湯」を開設する。

3 ごみの処理主体と処理計画

(1) 収集運搬

ごみの収集及び運搬体系は、家庭から発生するもの (以下「家庭系一般廃棄物」という。)、事業所から発生するもの (以下「事業系一般廃棄物」という。) 及び医療機関から排出される感染性一般廃棄物 (以下「医療系一般廃棄物」という。) に区分する。

ア 家庭系一般廃棄物

ごみ排出分別区分【別表1】に従い家庭で分別後、品目ごとに各地区で定められた収集日時までに町内会で定められた場所又は市等の処理施設へ直接搬入する。

なお、排出分別、排出方法及び収集日は、令和8年度ごみの出し方 (ごみカレンダー) による。

令和8年度の家庭系一般廃棄物収集運搬計画は、【別表2】に定める。

イ 事業系一般廃棄物

排出者が家庭系一般廃棄物に準じて分別し、市等の処理施設へ直接搬入又は市が許可している収集運搬業者【別表3】へ依頼しなければならない。

事業系一般廃棄物は、地域のごみステーションに排出してはならない。

ウ 医療系一般廃棄物

法第6条の2第3項の規定に基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号。以下「令」という。) 第4条の2に規定する処理基準を遵守して排出者の責任において感染性廃棄物の専門業者に委託して処分するものとする。

家庭から排出される医療系一般廃棄物は、かかりつけの医療機関を通じて処理する。

(2) 市で収集しないごみ

ア 特別管理一般廃棄物

令第1条第1号ハに掲げる「廃電子レンジ」については、製造者によるPCB (ポリ塩化ビフェニル) 部品の除去を受けること。

イ 重量又は体積が大きく、処理が困難なもの

取扱店等に引き取ってもらい、適正に処理すること。

- ウ 引火性又は爆発性のあるもの
取扱店等に引き取ってもらい、適正に処理すること。
- エ 有毒性のあるもの
取扱店等に引き取ってもらい、適正に処理すること。
- オ 医療系廃棄物
上記（１）ウによること。
- カ 引越しなどに伴う一時多量ごみ
自ら一般廃棄物処理施設へ搬入又は市が許可している収集運搬業者へ依頼して処理すること。ただし、資源ごみについてはエコプラザへ持ち込むことができる。
- キ 「特定家庭用機器再商品化法」（平成１０年法律第９７号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づくもの
- ク 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成１４年法律第８７号）第２条第２項に規定する使用済自動車
当該自動車の購入時、車検時又は廃車時に再資源化預託金（リサイクル料金）を資金化管理法人（販売店等を經由）に対して預託し、当該自動車が使用済みとなったときは都道府県知事等の登録を受けた引取業者（取扱店等）に引き渡すこと。
- ケ 犬、猫等小動物の死体
飼い主又は死体がある場所の管理者が、夕陽が丘クリーンセンターに直接搬入又は市が許可している収集運搬業者へ依頼すること（有料）。ただし、市道及び県道敷での小動物の死体については、市が回収することができる。
- コ 猪等の大型動物の死体
死体がある場所の管理者にて、市の委託業者へ依頼して民間業者にて焼却処分する。

（３）中間処理計画

- 可燃ごみは、夕陽が丘クリーンセンターにおいて焼却する。
- 粗大・不燃ごみは、淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」に処理を委託し、破碎・選別・資源化するものとする。可燃残渣は、夕陽が丘クリーンセンターで焼却を行い、不燃残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場で埋立処分を行う。
- 資源ごみは、エコプラザで選別等の作業を行い、一時保管の上、資源化業者に引き渡す。
- 使用済み小型電子機器等の再資源化は、小型家電リサイクル法第１０条第３項の認定を受けた事業者で、兵庫県を収集地区とする事業者へ引き渡す。
- 小動物の死体は、夕陽が丘クリーンセンターで焼却する。

（４）市等の処理施設の概要

ア 焼却施設

名 称	所在地	形式	処理能力	処理主体	搬入量	残渣処理方法
夕陽が丘クリーンセンター	野島常盤 1559 番地 29	准連続燃焼式焼却炉	40 t / 16 h × 2 炉	市（一部委託）	12,922 t	埋立て

イ 破碎施設

名 称	所在地	形式	処理能力	処理主体	搬入量	残渣処理方法
淡路広域行政事務組合粗大ごみ処理場	洲本市奥畑 394 番地	横軸方ハンマー形式	50 t / 5 h ・ 日	淡路広域行政事務組合（直営）	491 t	資源化 埋立て 焼却（夕陽が丘クリーンセンター）

ウ エコプラザ

名 称	所在地	受入日	受入時間	処理等
津名エコプラザ	志筑１６０９番地１	水曜日以外	午前９時 ～ 午後４時	受入、保管
岩屋エコプラザ	岩屋３２４２番地１	日曜日以外		受入、保管
北淡エコプラザ	斗ノ内１０１番地	月・水・土曜日		受入、保管
東浦エコプラザ	久留麻３４２番地	月・水・金・ 日曜日		受入、保管
一宮資源ごみ回収 ステーション	郡家１１７５番地１	月・水・金・ 日曜日		受入、保管
一宮エコプラザ	江井３６８番地	—	—	保管
木曽下エコプラザ	木曽下７０９番地３	—	—	保管

(５) 最終処分

不燃破碎残渣、焼却灰及びばいじんは、大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場において埋立て処分する。

ア 埋立て処分総量

種 別	埋立量
不燃残渣	１６２ｔ
焼却灰	８０８ｔ
ばいじん	６０５ｔ

イ 埋立て処分場

名 称	所在地	全体埋立容量	搬入量
大阪湾広域処分場 神戸沖埋立て処分場	神戸市東灘区向洋町地先	１，５００万ｍ ^３	１，６０３ｔ
三重中央開発（株）	三重県伊賀市予野字鉢屋	７１０万ｍ ^３	３０ｔ

ウ 中継基地（大阪湾広域処分場）

名 称	所 在 地
大阪湾圏域広域処理場津名基地	志筑新島

(６) 市外の事業所が処理している廃棄物

ア 木くず

市内から排出される木くずのうち、夕陽が丘クリーンセンター及び岩屋エコプラザでの受入基準外の伐採木を破碎若しくは堆肥等の加工により、再資源化している。

イ 食品残渣

スーパーマーケット等から排出される食品残渣を蒸解等の処理により、再資源化している。

４ し尿又は浄化槽汚泥の収集運搬

(１) 処理方法別人口

し尿収集	浄化槽	公共下水道	コミプラ	計
３，５１０人	１６，０４０人	２０，２２０人	６９０人	４０，４６０人

(２) 収集運搬する廃棄物の量

し尿	浄化槽汚泥	計
1, 0 0 0 k L	7, 2 6 0 k L	8, 2 6 0 k L

(3) 収集方法

し尿又は浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者とする。

地区ごとの許可業者は、【別表 4】のとおりとする。

(4) 中間処理

中間処理は、公共下水道に投入する。

名 称	所在地	形 式	処理能力	処理主体	搬入量
淡路・東浦浄化センター	淡路市夢舞台 8 番地 8	公共下水道に投入	1 0 0 m ³ /日	市 (委託)	8, 2 6 0 k L

別表 1 ごみ排出分別区分

可燃ごみ (燃えるごみ)	・市指定のごみ袋に入る可燃ごみ ・台所の生ごみ（水切りしたもの）
粗大・不燃 ごみ	・家電製品類（家電リサイクル法対象 4 品目は除く） ・家具類（タンス、机など）、寝具、建具類（ベッドなど） ・金属類（スチールラック、ロッカー、自転車など） ・ガラス類（コップなど）、陶器類（植木鉢など） ・水銀使用製品（乾電池、蛍光灯、水銀体温計など）
資源ごみ	・新聞紙
	・雑誌、その他紙類（雑がみ）
	・ダンボール
	・紙パック
	・白色トレイ
	・アルミ缶
	・スチール缶
	・無色透明びん
	・茶色びん
	・その他びん
	・ペットボトル
	・廃食用油
	・古着 ※
	・金属類（一辺が 5 0 cm 以下の大きさ） ※
	・小型家電 ※
	・プラスチック ※
	・食器類 ※
	・傘（カバー外した物） ※
	・自転車 ※
	・草木・剪定枝 ※※
危険ごみ	・スプレー缶及び使い捨てライター
	・電池、電球、蛍光灯

※エコプラザでのみ受け入れるもの

※※岩屋エコプラザでのみ受け入れるもの

別表２ 家庭系一般廃棄物収集運搬計画

１【津名地域】

（１）可燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域

月・木曜日	塩田・志筑地区
火・金曜日	中田・大町・生穂・佐野地区

イ 収集日数 ２０９日（各地区週２回）。ただし、１月１日から同月３日は休日とする。

ウ 搬入先 夕陽が丘クリーンセンター

（２）粗大ごみ及び不燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域（収集ステーション数９１か所）

第１水曜日	塩田地区
第２水曜日	志筑地区
第３水曜日	中田・大町地区
第４水曜日	生穂・佐野地区

イ 収集日数 ４８日（各地区月１回）

ウ 搬入先 淡路広域行政事務組合 奥畑粗大ごみ処理場

※ ただし、畳などの可燃性粗大ごみのうち、パッカー車で破碎できるごみは、夕陽が丘クリーンセンターへ搬入する。

（３）資源ごみの収集運搬

ア 収集日、収集区域（収集ステーション数８９か所）

第１土曜日	塩田・志筑地区
第３土曜日	中田・大町・生穂・佐野地区
品 目	新聞紙、雑誌、その他紙類（雑がみ）、ダンボール、牛乳パック、白色トレイ、アルミ缶、スチール缶

第２土曜日	塩田・志筑地区
第４土曜日	中田・大町・生穂・佐野地区
品 目	無色びん、茶色びん、その他の色びん、危険ごみ（スプレー缶、ライター、電池、蛍光灯）、廃食用油、ペットボトル

イ 収集日数 ４８日（各品目月１回）

２【岩屋地域】

（１）可燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域

月・木曜日	橋本・西町・片浜・西岡・長浜・松帆・開京・別所・谷山地区
火・金曜日	南鶴崎・鶴崎・田代・神前・東町・中町・茶間地区

イ 収集日数 ２０９日（各地区週２回）。ただし、１月１日から同月３日は、休日とする。

ウ 搬入先 夕陽が丘クリーンセンター

(2) 粗大ごみ及び不燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域 (収集ステーション数18か所)

第1水曜日	南鶴崎・鶴崎・田代地区
第2水曜日	神前・東町・中町・茶間地区
第3水曜日	橋本・西町・片浜地区
第4水曜日	西岡・長浜・松帆・開京・別所・谷山地区

イ 収集日数 48日 (各地区月1回)

ウ 搬入先 淡路広域行政事務組合 奥畑粗大ごみ処理場

※ ただし、畳などの可燃性粗大ごみのうち、パッカー車で破碎できるごみは、夕陽が丘クリーンセンターへ搬入する。

(3) 資源ごみの収集運搬

ア 収集日、収集区域 (収集ステーション数17か所)

第4日曜日	全地区
品 目	新聞紙、雑誌、その他紙類 (雑がみ)、ダンボール、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル

第2土曜日	南鶴崎・鶴崎・田代・神前・東町・中町・茶間地区
第4土曜日	橋本・西町・片浜・西岡・長浜・松帆・開京・別所・谷山地区
品 目	牛乳パック、白色トレイ、無色びん、茶色びん、その他の色びん、危険ごみ (スプレー缶、ライター、電池、蛍光灯)、廃食用油

イ 収集日数 36日 (月合計3回)

※ ただし、第4日曜日の収集は、岩屋地区連合町内会と買取業者間との契約による収集のため、市は収集を行わない。

3 【北淡地域】

(1) 可燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域

月・木曜日	浅野・富島・野島・長畠・仁井・小田地区
火・金曜日	育波・斗ノ内・室津・生田地区

イ 収集日数 209日 (各地区週2回)。ただし、1月1日から同月3日は休日とする。

ウ 搬入先 夕陽が丘クリーンセンター

(2) 粗大ごみ及び不燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域 (収集ステーション数70か所)

第1水曜日	浅野・富島地区
第2水曜日	野島・長畠・仁井・小田地区
第3水曜日	育波・斗ノ内地区
第4水曜日	室津・生田地区

イ 収集日数 48日 (各地区月1回)

ウ 搬入先 淡路広域行政事務組合 奥畑粗大ごみ処理場

※ ただし、畳などの可燃性粗大ごみのうち、パッカー車で破碎できるごみは、夕陽が丘クリーンセンターへ搬入する。

(3) 資源ごみの収集運搬

ア 収集日、収集区域 (収集ステーション数70か所)

第1土曜日	浅野・富島・野島・長畠・仁井・小田地区
第3土曜日	育波・斗ノ内・室津・生田地区
品 目	新聞紙、雑誌、その他紙類 (雑がみ)、ダンボール、牛乳パック、白色トレイ、アルミ缶、スチール缶

第2土曜日	浅野・富島・野島・長畠・仁井・小田地区
第4土曜日	育波・斗ノ内・室津・生田地区
品 目	無色びん、茶色びん、その他の色びん、危険ごみ (スプレー缶、ライター、電池、蛍光灯)、廃食用油、ペットボトル

イ 収集日数 48日 (各品目月1回)

4 【一宮地域】

(1) 可燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域

月・木曜日	江井・山田・多賀地区
火・金曜日	郡家・柳沢・尾崎地区

イ 収集日数 209日 (各地区週2回)。ただし、1月1日から同月3日は、休日とする。

ウ 搬入先 夕陽が丘クリーンセンター

(2) 粗大ごみ及び不燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域 (収集ステーション数48か所)

第1水曜日	江井・山田地区
第2水曜日	多賀地区
第3水曜日	郡家・柳沢地区
第4水曜日	尾崎地区

イ 収集日数 48日 (各地区月1回)

ウ 搬入先 淡路広域行政事務組合 奥畑粗大ごみ処理場

※ ただし、畳などの可燃性粗大ごみのうち、パッカー車で破碎できるごみは、夕陽が丘クリーンセンターへ搬入する。

(3) 資源ごみの収集運搬

ア 収集日、収集区域 (収集ステーション数52か所)

第1土曜日	江井・山田・多賀地区
第3土曜日	郡家・柳沢・尾崎地区
品 目	新聞紙、雑誌、その他紙類 (雑がみ)、ダンボール、牛乳パック、白色トレイ、アルミ缶、スチール缶

第2土曜日	江井・山田・多賀地区
第4土曜日	郡家・柳沢・尾崎地区
品 目	無色びん、茶色びん、その他の色びん、危険ごみ (スプレー缶、ライター、電池、蛍光灯)、廃食用油、ペットボトル

イ 収集日数 48日 (各品目月1回)

5【東浦地域】

(1) 可燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域

月・木曜日	楠本・大磯・浦・白山・河内・中持地区
火・金曜日	久留麻・仮屋・谷・下田・釜口地区

イ 収集日数 209日(各地区週2回)。ただし、1月1日から同月3日は、休日とする。

ウ 搬入先 夕陽が丘クリーンセンター

(2) 粗大ごみ及び不燃ごみの収集運搬

ア 収集日及び収集区域(収集ステーション数102か所)

第1水曜日	楠本・大磯・浦・白山・河内・中持地区
第2水曜日	久留麻地区
第3水曜日	仮屋・谷・下田地区
第4水曜日	釜口地区

イ 収集日数 48日(各地区月1回)

ウ 搬入先 淡路広域行政事務組合 奥畑粗大ごみ処理場

※ ただし、畳などの可燃性粗大ごみのうち、パッカー車で破碎できるごみは、夕陽が丘クリーンセンターへ搬入する。

(3) 資源ごみの収集運搬

ア 収集日、収集区域(収集ステーション数65か所)

第1土曜日	全地区
品 目	新聞紙、雑誌、その他紙類(雑がみ)、ダンボール、牛乳パック、白色トレイ、アルミ缶、スチール缶

第2土曜日	全地区
品 目	無色びん、茶色びん、その他の色びん、危険ごみ(スプレー缶、ライター、電池、蛍光灯)、廃食用油、ペットボトル

イ 収集日数 24日(各品目月1回)

6 市道・県道等の小動物死体の収集運搬計画

(1) 収集する小動物死体の見込み量

津名地域	岩屋地域	北淡地域	一宮地域	東浦地域	計
100匹	30匹	80匹	70匹	30匹	310匹

別表３ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）収集運搬許可業者

許可業者名	収集区域又は一般廃棄物の種類
仲田環境サービス	・事業所から排出される一般廃棄物
関西技研(株)	・事業所及び家庭から排出される一般廃棄物
淡路清掃(株)	・事業所及び家庭から排出される一般廃棄物
鳥取興業(株)	・事業所及び家庭から排出される一般廃棄物
(株)淡路観光開発公社	・事業所及び家庭から排出される一般廃棄物
(有)クリーン・サービス	・事業所及び家庭から排出される一般廃棄物
(株)淡路紙料センター	・事業所及び家庭から排出される一般廃棄物
淡路土建(株)	・本州四国連絡高速道路（株）神戸管理センター委託業務から排出される一般廃棄物に限る。 ・近畿地方整備局兵庫国道事務所が発注の国道２８号道路維持工事実施場所から排出される一般廃棄物に限る。
淡路ルートサービス(株)	・本州四国連絡高速道路（株）神戸管理センター委託業務から排出される一般廃棄物に限る。
岸小三郎	・事業所から排出される再生利用可能な動植物性残渣に限る。

※ 緊急又は災害時の収集については、市の委託業者以外にも委託する場合がある。

別表４ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬許可業者

地域	許可業者名	許可の種類
津名	富岡清掃	し尿・浄化槽汚泥
	中谷清掃(株)	し尿・浄化槽汚泥
	関西技研(株)	し尿・浄化槽汚泥
	(有)洲本衛生公社	浄化槽汚泥
岩屋	関西技研(株)	し尿・浄化槽汚泥
	仲田環境サービス	浄化槽汚泥
	(有)洲本衛生公社	浄化槽汚泥
	淡路清掃(株)	浄化槽汚泥
北淡	淡路清掃(株)	し尿・浄化槽汚泥
	(有)洲本衛生公社	浄化槽汚泥
	関西技研(株)	浄化槽汚泥
	仲田環境サービス	浄化槽汚泥
一宮	(有)中淡清掃	し尿・浄化槽汚泥
東浦	関西技研(株)	し尿・浄化槽汚泥
	(有)洲本衛生公社	浄化槽汚泥

※ 緊急又は災害時の収集については、地域以外の許可業者へ収集を許可する場合がある。

◎一般廃棄物収集運搬業の許可について

既存の許可業者の積載能力及び運搬実績並びに排出量の減少傾向が今後も続くことなどを総合的に勘案すると、既存の許可業者による収集運搬が困難となっていない。そのため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、許可の種類を限定し、既存の許可業者で収集運搬させることとし、新規の許可は行わない。